小山広域保健衛生組合　郵便入札実施要領

（目的）
第１条　小山広域保健衛生組合(以下「組合」という。)が行う郵便入札における取扱いについては、小山広域保健衛生組合財務規則(昭和 58 年規則第 16 号)、小山広域保健衛生組合建設工事執行規則(平成 17 年規則第 1 号)により準用する小山市建設工事等執行規則(昭和 49 年規則第 1 号。以下「執行規則」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

（入札書提出方法）
第２条　組合の郵便入札にあたっては、下記の方法により入札書を提出するものとし、下記以外の方法による入札は認めない。
（１）　郵便の種類は、一般書留郵便、簡易書留郵便のいずれかによる。
（２）　使用する封筒は市販の長３を使用すること。
（３）　封筒には、入札書とその他の提出義務書類を同封すること。封をしたあとは、封筒のつなぎ目部分に入札使用印を使って封印すること。
（４）　同じ開札日の 2 件以上の入札書を提出する場合、案件ごとに入札書を封筒に入れて提出すること。定形外等の封筒に 2 つ以上の封筒を入れてまとめて提出することは認めない。
（５）　封筒には、宛先、案件名、業者名を、別に定める記載例のとおり記載すること。

（入札書）
第３条　入札書の様式は、執行規則別記様式のほか、組合が指定した様式を使用するものとする。

（入札書提出期間）
第４条　入札書提出期間は、公告等に記載したとおりとする。

（入札の辞退）
第５条　入札参加者は、入札を辞退することができるものとする。
２　前項の場合において、入札を辞退しようとするものは、辞退届を送付(FAX 可)又は持参により提出するものとする。入札書提出期間までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

（入札の無効）
第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。
（１）　入札参加資格の無い者が入札したとき。
（２）　入札条件に違反したとき。

（３） 入札者が 2 以上の入札をしたとき。
（４） 入札書の記載事項が判読できないとき。
（５） 入札書の記名押印がないとき又は入札書の金額を訂正したとき。
（６） 入札に際し虚偽又は不正の行為があったとき。
（７） 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
（８） 工事費内訳書等の提出が義務付けられている入札について工事費内訳書等が提出されていないとき。
（９） 工事費内訳書等の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
（１０） 内訳書の計算が間違っているとき。
（１１） 入札書及び工事費内訳書等が提出期間に提出されていないとき。
（１２） 上記に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札を行ったとき。

（開札）
第７条　入札書提出期間内に提出された入札書の開札は、公告等により指定した日時及び場所において、執行するものとする。

（立会人）
第８条　開札時は、入札者１者につき１名まで立会いを認めるものとする。
２　入札者が立ち会わない場合は、当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

（立会人の役割）
第９条　立会人の役割は以下のとおりとする。
（１） 入札参加者の確認
（２） 封筒が開封されていないことの確認
（３） 無効となる入札書の確認
（４） 落札者又は落札候補者となるべき者及び入札額の確認
（５） 開札立会受付簿への署名

（同価入札）
第１０条　落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
２　当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

（開札結果）
第１１条　開札の結果は以下により通知及び公表するものとする。
（１） 落札者又は落札候補者が決定した場合は、速やかに電話等で当該業者に通知す

るものとする。
（２） 開札の結果は、組合ホームページに掲載するものとする。ただし、公共の安全と秩序維持上秘密にする必要のある場合はこの限りではない。

附則
この要領は、令和５年４月１１日から施行する。
附則
この要領は、令和８年２月１日から施行する。

（封筒記載例）

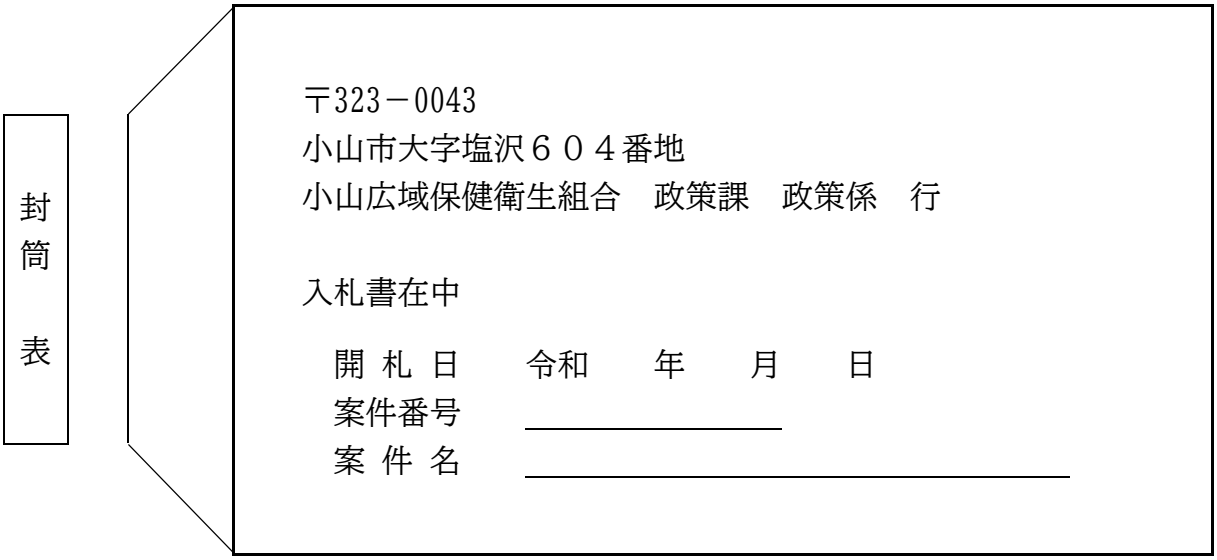

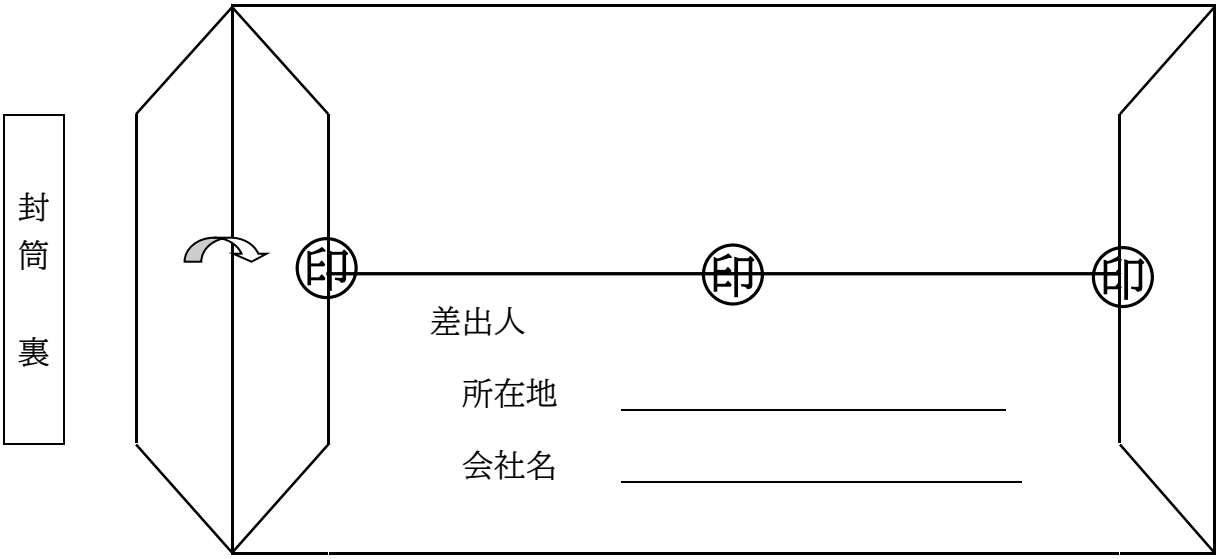

（注）封をした後には、必ず封印を押すこと。